

2章 流域の概要

【P12】

北上川の概要

治水

利水

環境

維持管理

1章 計画の基本的な考え方【P1】

計画の主旨

本計画は、北上川流域の自然・社会・歴史・文化を踏まえた上で、「災害発生の防止」「河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」を達成するため、当面実施する河川工事において具体的事項を示す、河川法第16条2項に基づく法定計画を定めるものです。

計画の基本理念

■持続的な安全・安心の川づくりの実現

○悠々たる流れに育まれた地域を後世に継承するため、関係機関や流域住民と情報共有・連携強化を図りつつ、各種治水対策を総合的に展開し、地域の特性を踏まえ効率的で効果的な整備を確実に進め、沿川地域住民の生命と財産を守るとともに、漏水に対する備えを充実させ、人々が安心して暮らせる安全な川づくりの実現を目指す。
○地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然的、歴史的、社会的特性を踏まえた継続的・効率的な河川の維持管理に努める。

■豊かな自然環境と河川景観の保全・創造

○山から海までをつなぐ水と緑の回廊として、流域の人々に「母なる川」として親しまれてきた、この豊かで多様な自然環境と河川景観を次の世代へ引き継ぐため、行政と地域の連携と協働のもと、地域との関わりが深い農業や漁業などに配慮しつつ、流域一体となった河川環境の保全、創出を目指す。

■歴史・文化を育み地域をむすぶ悠久の流れの継承

○地域特性に応じた歴史・文化を継承しつつ、地域交流の新たな基軸として、河川のネットワーク機能を活かした交流の場を創造することにより、心地よい水辺空間の創出と地域主体の川づくりを目指す。

計画の対象区間

国土交通省の管理区間（大臣管理区間）である429.24kmを対象とする

計画の対象期間

計画対象期間は概ね30年間とする

3章 北上川の現状と課題【P62】

治水に関する事項

【現状】
・現在の治水安全度は未だ十分でなく、過去に経験した戦後の代表となる洪水である昭和22年9月洪水と同規模の洪水が発生した場合には、再び甚大な被害が予想される。
【課題】
・旧北上川河口部や中流部や狭隘地区に尊存する無堤部への対策等、地区毎の状況を踏まえた治水安全度のバランスを踏まえた治水対策。

利水に関する事項

【現状】
・水利用は、かんがい用水を中心に支川上流部から取水
・昭和53年、平成6年渇水では、水稻被害により農家に多大な被害が発生
【課題】
・既設ダム群の有効活用、広域的かつ合理的な水利用の促進により渇水被害を最小限に抑制。

環境に関する事項

【現状】
・多様な自然環境と河畔林の連続により、動植物の生息・生育地の連続性が確保。
・近年の水質は概ね環境基準値を満足。
・奥州藤原文化を代表する史跡が存在。
・散策利用を中心に河川利用者数は増加。
【課題】
・特定種だけでなく流域に存在する多様な動植物の生息・生育環境の確保。
・関係機関や地域住民と連携した、より一層の水質の保全・改善。
・個性的な歴史的遺産や流域特有の文化を守り育てながら、新たな地域交流の場となる川づくりの推進。

維持管理に関する事項

【現状】
・施設の大部分が、設置後30年以上経過。
・土砂堆積と樹林化による陸域と水域の二極化の進行と河川管理施設への影響。
・不法行為による河川空間への悪影響。
・災害に対する危機意識が希薄化。
【課題】
・老朽化施設の効率的な維持管理。
・適正な砂利採取の樹木管理。
・災害に対する防災意識の向上。
・洪水や地震・津波に対する危機管理対策の充実。

4章 河川整備計画の目標に関する事項【P132】

洪水・高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

- 目標設定の背景
- 整備の目標
- (1) 洪水への対応
- (2) 高潮・津波への対応
- (3) 内水被害への対応
- (4) 大規模地震等への対応
- (5) 危機管理体制の強化
- (6) 土砂災害等への対応

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する目標

- 目標設定の背景
- 整備の目標
- (1) 渇水被害の軽減
- (2) 流水の適正な管理

河川環境の整備と保全に関する目標

- 目標設定の背景
- 整備の目標
- (1) 動植物の生息・生育環境の保全
- (2) 水質の保全
- (3) 景観の維持・保全
- (4) 人と河川とのふれあいの場の確保

河川の維持管理に関する目標

- 目標設定の背景
- 維持管理の目標
- (1) 河川管理施設の機能維持
- (2) 河道の機能維持
- (3) 河川空間の適正利用

5章 河川の整備の実施に関する事項【P144】

河川の整備に関する事項

○洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する整備

- (1) 河川の整備
- 1) 堤防の量的整備
- 2) 堤防の質的整備
- 3) 河道掘削
- 4) 冠水頻度軽減対策
- 5) 地域特性に応じた被害軽減対策
- 6) 高潮区間の整備
- (2) 洪水調節施設の整備
- 1) 胆沢ダム
- 2) 一関遊水地
- 3) 新江合川
- 4) ダムにおける適正な洪水調節
- (4) 内水対策
- (5) 防災拠点の整備

○河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

- (1) 正常流量の確保に向けた対応
- (2) 流水の適正な管理

○河川環境の整備と保全に関する事項

- (1) 動植物の生息・生育環境の保全
- 1) 良好な河川環境の保全
- 2) 自然環境に配慮した事業の実施（多自然川づくり）
- 3) 自然再生に向けた事業の実施
- 4) 外来種対策
- 5) 河川・ダム環境のモニタリング
- (2) 水質の保全・改善
- 1) 河川における水質保全・改善対策
- 2) ダム湖における水質保全・改善対策
- (3) 景観に配慮した河川空間整備
- 1) 美しい景観の保全
- 2) 史跡・文化財等の保全
- (4) 人と河との豊かなふれあいの場の確保
- 1) 河川空間の整備
- 2) 水辺のネットワーク整備
- 3) 川やダムを基軸とした地域づくりの推進

その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

- (1) 住民参加と地域との連携による川づくり
- (2) 河川整備の重点的、効果的、効率的な実施
- (3) 長期的な目標達成に向けた調査・検討

河川の維持に関する事項

○河川の維持管理

- (1) 河川の調査
- 1) 水文観測調査
- 2) 河道状況の把握
- 3) 河川の巡視、点検
- 4) 洪水後（洪水時）の状況把握
- (2) 河川管理施設の維持管理
- 1) 堤防の維持管理
- 2) 樋門・樋管等の維持管理
- 3) 護岸の維持管理
- 4) その他施設の維持管理
- (3) 河道の維持管理
- 1) 河道管理
- 2) 樹木管理
- 3) 河口砂州の維持管理
- 4) 健全な流砂系の構築に向けた取り組み
- (4) 河川空間の維持管理
- 1) 河川空間の保全と利用
- 2) 不法占用、不法投棄の防止
- 3) 不法係留
- 4) 環境教育の支援
- 5) 河川愛護の啓発
- (5) 管理の高度化

○ダムの維持管理

- (1) 堤体および湖面の維持管理
- (2) 流入・堆積土対策
- (3) 循環型社会形成及び地球環境へ配慮した施設管理

○危機管理体制の整備・強化

- (1) 洪水時の対応
- 1) 洪水予報及び水防警報等
- 2) 出水時等の巡視
- 3) 河川管理施設の操作等
- (2) 地震、津波対応
- (3) 水質事故時の対応
- (4) 渇水時の対応
- (5) 河川情報の収集・提供
- (6) ハザードマップの作成支援等
- (7) 水防活動への支援強化
- (8) 流域の連携（自助・共助・公助）